

浅口市公告第 10 号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 19 日

浅口市長 栗 山 康 彦

記

浅口市広域ネットワーク（LPWA）整備事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

浅口市（以下「本市」という）において、「スマートシティあさくち」の実現を目指す取組みの 1 つとして、LPWA の技術を活用し、防災体制の強化、市民の皆様の安全・安心の確保、市民サービスの向上、業務の効率化といった様々な課題解決を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名称

浅口市広域ネットワーク（LPWA）整備事業

(2) 業務内容

別紙 1 「浅口市広域ネットワーク（LPWA）整備事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務実施期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

※水位センサおよび温湿度センサについては、可能な限り早急な整備を目指している。

3. 提案上限価格

機器費用 17,900 千円（消費税および地方消費税に相当する額を除く。）

機器費用以外 39,900 千円（消費税および地方消費税に相当する額を除く。）

※「様式第 3 号（提案見積書①）」における「①浅口市広域ネットワーク（LPWA）導入経費」機器費用、機器費用以外の額が、それぞれの金額を超える場合は、失格とする。

※「様式第 3 号（提案見積書①）」における「②浅口市広域ネットワーク（LPWA）運用経費（必須の保守費用以外の保守費用は除く）」、「③浅口市広域ネットワーク（LPWA）運用保守経費」および様式第 4 号（提案見積書②）の額は、提案上限価格には含まないが、評価の対象とする。

4. 事業者の選定方法

事業者選定については、価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力などを総合的に

評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和6年度浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 本事業は、複数の事業者による共同提案および業務の一部の再委託も可能とする。この場合、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は、代表事業者が行うこと。
 - (イ) 共同提案を行う場合は、「様式第5号 共同提案に関する申請書」を提出すること。
 - (ウ) 構成事業者全てが、上記（1）～（6）の参加資格を満たしていること。

6. スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和6年4月19日（金） |
| (2) 質問期限 | 令和6年4月26日（金）17時まで |
| (3) 質問回答期限 | 令和6年5月2日（木）17時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年5月13日（月）17時まで |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和6年5月21日（火）予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和6年5月下旬予定 |
| (7) 契約締結 | 令和6年6月上旬予定 |

※電子メールの場合は、各期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
別紙2「企画提案書等提出書類一覧」に掲げる書類
- (2) 提出先
浅口市役所企画財政部デジタル戦略課
- (3) 提出方法

PDF形式にて、電子メールもしくは大容量ファイル送受信サービスで提出するものとする。
メールアドレス johoh@city.asakuchi.lg.jp

※電子メールによる添付ファイルのサイズ上限は8MBであるため、作成した提出書類については、CD-RまたはDVD-Rにて提出しても差し支えない。

(4) 提出期限

令和6年5月13日(月)17時まで

※電子メールの場合は、期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

(5) その他

提出期限以降における提出データの差し替えおよび再提出は認めない。

8. 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

(1) 提出先

浅口市役所企画財政部デジタル戦略課

電子メール：johoh@city.asakuchi.lg.jp

(2) 質問方法

電子メールで「様式第6号 浅口市広域ネットワーク(LPWA)整備事業質問表」を送付すること。

(3) 質問期限

令和6年4月26日(金)17時まで

※期限を本市での受信時間を必着とするため期限より早めに送信をすること。セキュリティクラウドにより、送信時間と受信時間がずれることがあるため。

(4) 質問への回答

令和6年5月2日(木)17時までに、本市ホームページ上に掲載する。

(5) その他

評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9. プレゼンテーション

(1) 実施日は令和6年5月21日(火)を予定している。詳細は提案書提出後に連絡する。

(2) 場所は浅口市本庁3階会議室(岡山県浅口市鴨方町六条院中3050)を予定している。

(3) プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」をもとに行うこと。

※企画提案書以外の資料や補足資料の配布等は認めない。

(4) プレゼンテーションの時間は、説明40分(システムの操作デモを含む)以内とし、質疑応答20分程度とする。(準備および片付け5分程度)

(5) プレゼンテーションに必要な機器(パソコン等)は提案事業者が用意すること。

※大型モニター、HDMIケーブルは本市で用意する。

(6) プレゼンテーション出席者は、4名以内(共同提案の場合、全構成事業者を合わせて6名以内)とする。

- (7) プレゼンテーション方式および出席者は、Web も可とするが、パソコンおよびネットワーク環境は提案者が用意すること。また、その場合の出席者は(6)によるものとする。
- (8) プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。
- (9) プレゼンテーションの実施順は、提案書の受付順とする。

10. 審査方法および評価基準

市職員で組織する審査委員会において、別紙4「評価基準」の項目を総合的に審査・評価し、点数の合計が満点の5割以上であった者のうち、最高点の提案者を優先交渉事業者として選定する。

なお、最高点の者が複数となった場合、「様式第3号（提案見積書①）」における導入経費と運用経費の見積金額の合計が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合は審査委員会の採決により決定する。提案者が1者の場合も総評価点が満点の5割以上であれば有効とする。

11. 審査結果の通知

- (1) 審査の結果について、審査終了後すべての提案者（共同提案の場合は代表事業者）に電子メールで通知する。
- (2) 審査の経過および内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12. 契約

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約が締結できない場合は、次点候補者と契約を行うものとする。

- (1) 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合
- (2) 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合
- (3) その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

13. 業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書を基本とするが、本市の判断により、契約締結時において、提案者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

14. 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (2) 上限価格を超えた見積りを提出した場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
(プレゼンテーションへの途中参加は認めない)
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合
- (5) 本事業の仕様書の内容を満たしていない場合
- (6) 提出が必要な書類が揃っていない場合

15. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成および提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (5) 提案書類の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。
- (6) 「様式第1号 参加申請書」を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに「様式第7号 参加辞退届」を提出すること。
- (7) 本プロポーザルにより得られた情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。
- (8) 提案するシステム等のバージョンアップ予定がある場合は、可能な限りバージョンアップの内容、時期などを提案書内に記載すること。

16. 担当部署

名称：企画財政部 デジタル戦略課

所在地：岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

連絡先：電話 0865-44-7008 (デジタル戦略課)

FAX 0865-44-5771

メールアドレス johoh@city.asakuchi.lg.jp